

人権だより

NO.86

令和3年8月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1（県庁7F）

☎058-272-1111（内線2443） 直通058-272-8250

新型コロナワクチン接種を受けていない方に対する
差別的な扱いは

絶対NO!



新型コロナウイルス感染症の収束に向けて効果が期待されるワクチンですが、さまざまな事情で接種ができない方もいらっしゃいます。

ワクチン接種は、県民の皆さんに受けさせていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではなく、ご本人の同意がある場合に限り接種が行われます。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方、希望しない方に差別的な扱いをすることは絶対にやめましょう。

職場や日常生活でこんな言動・行動をしていませんか。



ワクチン接種をしていないことを理由に退職、職場や授業からの退出を求める



ワクチン接種をしない理由の提出を求める



「接種は義務」「拒めない」雰囲気づくり

新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談は下記の相談窓口へ

（秘密は守ります。相談は無料です。一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。）

みんなの人権110番：0570-003-110（全国共通）（最寄りの法務局・地方法務局につながります。）

女性の人権ホットライン：0570-070-810（全国共通）

子どもの人権110番：0120-007-110（全国共通・通話料無料）

外国語人権相談ダイヤル：0570-090-911（全国共通）
(Telephone Counseling)

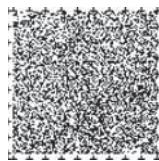


メール相談はこちら

受付時間：外国語人権相談ダイヤル 平日9時～17時

その他 平日8時30分～17時15分

岐阜県人権啓発センター：058-272-8252（平日9時～17時）



人権分野ごとの相談窓口のご案内

岐阜県では、人権施策推進指針に定める各人権分野ごとに下記の相談窓口を設置しています。

お困りの際は、お気軽にご相談ください。

分 野	機 関 名	電 話 番 号	対 応 時 間
女性・男性	岐阜県女性相談センター	058-213-2131	9時～24時 ※平日18時～24時および土曜日・日曜日・祝日、年末年始はDV相談のみ
	ぎふ性暴力被害者支援センター	058-215-8349	24時間対応
	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	058-278-0858	【一般電話相談】 月～木曜、第1・3土曜9時～17時 【男性専門電話相談】 毎月第2、4金曜17時～20時
L G B T	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	058-278-0858	毎月第3金曜 17時～20時
子ども・若者	青少年SOSセンター	0120-247-505	24時間対応 (20時から翌朝9時までは緊急の場合のみ)
	中央子ども相談センター	058-201-2111	
	西濃子ども相談センター	0584-78-4838	
	中濃子ども相談センター	0574-25-3111	
	東濃子ども相談センター	0572-23-1111	
	飛騨子ども相談センター	0577-32-0594	
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189	24時間対応
	岐阜県子ども・家庭電話相談室（なやみのちはれ）	0120-76-1152 (携帯電話からはつながりません) 058-213-8080	平日8時45分～21時 土曜8時45分～17時
	子供SOS24	0120-0-78310	24時間対応
障がい者	教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）	0120-745-070 (携帯電話からはつながりません)	平日9時30分～16時15分
	岐阜県障がい者差別解消支援センター	058-215-9747	平日9時～17時
外 国 人	岐阜県在住外国人相談センター（国際交流センター内）	058-263-8066	平日9時30分～16時30分
H I V	岐阜県庁エイズ相談室	058-272-8270	平日9時～17時
犯 罪 被 害 者	ぎふ犯罪被害者支援センター	0120-968-783 058-268-8700	平日10時～16時

※なお、24時間対応以外の機関については、祝日・年末年始を除く日で対応しています。

岐阜県人権啓発センター

人権啓発のための出前講座

**講師派遣料
無 料**

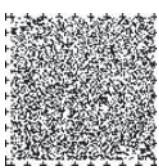
岐阜県人権啓発センターでは、県内の職場・団体・自治会などの人権研修を実施される際に（児童・生徒を対象としたものを除き）講師を無料で派遣しています。

講師派遣をご検討の際は、どうぞお気軽にご相談ください。

講座内容

身近な人権課題他、多彩な講座メニューからお選び頂けます。

- 人権全般
- 子ども
- 障がい者
- 外国人
- 性的指向・性自認
- 女性
- 高齢者
- 部落差別（同和問題）
- インターネットによる人権侵害
- その他の人権課題
- 様々なハラスメント問題
- 新型コロナ感染症に関する差別
- など



時 間

月～金曜日／ 9:00～17:00

(土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)

講 師

岐阜県人権啓発指導員

講師派遣の申し込み等、詳しくは、県人権啓発センターホームページをご確認ください。



人権啓発センターQRコード



全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間における電話相談所の開設について

友だちからのいじめやインターネット上のSNSに悪口を書き込まれた、学校や家、その他のことで
だれにも打ち明けることのできない悩みを抱えている人など、どなたでもお気軽にご相談ください。

秘密は厳守します!!

日 時 令和3年8月27日金曜日から9月2日木曜日まで

月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで

土・日曜日は、午前10時から午後5時まで

(上記強化週間以外の日でも、平日8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。)

※相談は無料です。

電話番号 子どもの人権110番 0120-007-110 (フリーダイヤル)

※携帯電話からもかけられます。

相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

パソコンからは インターネット人権相談 検索

携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページに飛びます。



子どもの人権SOSミニレター事業について

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、岐阜県内の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、岐阜地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

人権擁護委員や法務局職員は手紙を読んで、子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば子どもたちの悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。その返事を子どもたちに読んでもらうことで、少しでも悩みから抜け出すことができるよう、また、子どもたちの力になれるようにと願っています。

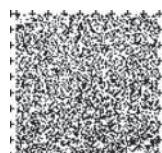
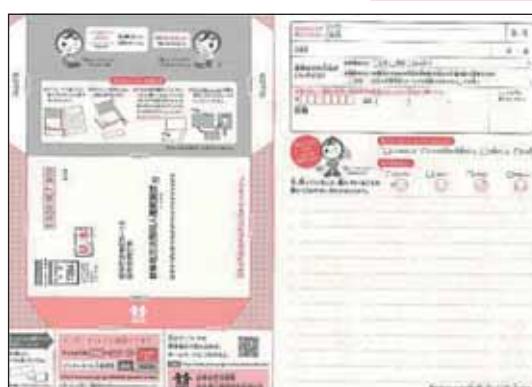
子どもたちに返事を出すときには、新しいミニレターを必ず同封していますので、子どもたちの手には常にミニレターがあることになり、いつでも相談できるようにしています。

困ったことがあれば、「子どもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひご相談ください。

※ミニレターが手元にない方で、ご希望の方は、

子どもの人権110番 0120-007-110 (フリーダイヤル) までお電話ください。

秘密は厳守します!!



職場のハラスメント対策（事業主の義務）等

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務の支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えるかねない大きな問題です。



例：職場の宴会で体を触られた
性的な話をされた



例：上司・同僚に「繁忙期に妊娠する
なんて非常識だ」と言われた



例：必要以上に長時間にわたり、
繰り返し執拗に叱られた

*セクハラについて、同性間でも対象となり、性的指向又は性自認にかかわらず性的言動であれば該当します。

上記のようなハラスメントを防止するために…事業主は以下の措置を講ずる必要があります!!

令和2年6月1日より、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務*となっています！

*中小事業主は令和4年4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。

- ハラスメントがあつてはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
- 相談者・行為者のプライバシー保護、相談したこと等を理由として不利益取扱禁止する旨を定め周知

■問い合わせ先/

岐阜労働局雇用環境・均等室 TEL 058-245-1550

公正な採用選考をめざして



応募者に広く門戸を開くとともに、本人のもつ適性と能力を基準とした公正な採用選考をお願いします。特に応募書類には、就職差別につながるおそれのある事項を含まないもの（厚生労働省履歴書様式例を参照）を用いるとともに、面接時においても、同様に就職差別につながるおそれのある事項の質問は避け、すべての応募者に公平な対応ができるようにあらかじめ質問事項を決めておきましょう。

<就職差別につながるおそれのある応募書類>

「戸籍謄（抄）本」「住民票」「現住所（自宅付近）の略図等」「健康診断書」など

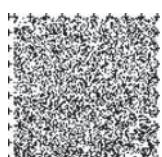
<採用選考時における健康診断>

- ・その必要性を慎重に検討すること。
- ・合理的かつ客観的に必要である場合を除き、実施しないこと。

<採用内定後にも注意を>

*採用内定後においても、単に従来からの慣行であるなどの理由で画一的に提出させることは避け、「本籍」や「家族」欄がある古い労働者名簿等はそのまま使用しないこと。

■問い合わせ先/ 岐阜労働局職業安定部職業安定課 (TEL 058-245-1311)
又は最寄りのハローワーク



同和問題（部落差別）を正しく理解し、認識を深めましょう

同和問題（部落差別）は、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職や日常生活の上で様々な人権侵害を受けるという問題です。

問題の解決のため、国・地方公共団体などが、これまで取り組んできた結果、全体としては解消に向けて進んでいるものの、差別意識や偏見は、結婚などにおいて顕在化することもあり、根深く存在していることがうかがえます。

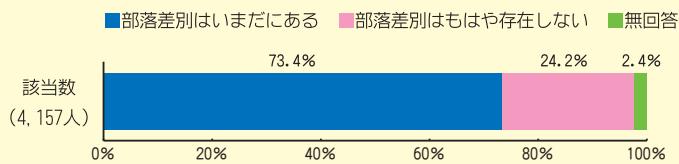
近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布といった問題も起きています。

同和問題の解決のためには、私たちがこの問題を正しく理解・認識し、昔からの習わしや様々な偏見などに惑わされずに、一人ひとりの人権を尊重する視点で考えることが大切であり、そのような意識を共有する社会を形成していく必要があります。

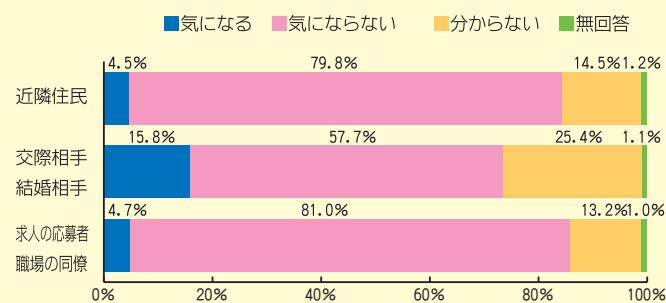
県では、2016年（平成28年）に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、引き続き、国や市町村、学校などと連携して、県民一人ひとりに同和問題に対する正しい理解と認識を深めてもらうための人権教育・人権啓発に取り組んでいきます。

わかりやすい講演会や研修会なども開催していますので、ぜひ参加してみてください。

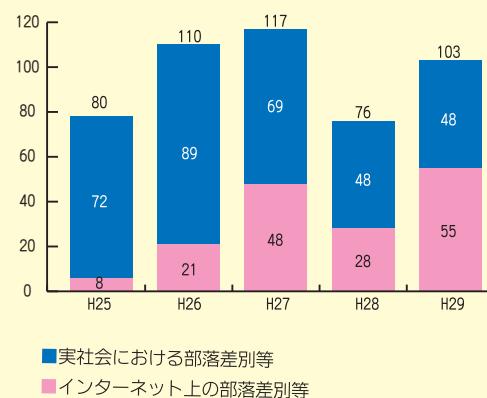
【図1】部落差別の現状



【図2】旧同和地区出身を気にするかどうか



【図3】実社会とインターネット上の部落差別等（人権侵犯事件数）



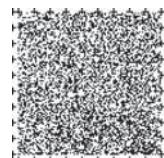
※図1～3は「部落差別の実態に係る調査結果報告書（令和2年6月 法務省人権擁護局）」から作成

パンフレット「断固拒否 えせ同和行為」

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実として、企業等に高額な書籍の購入や特別な便宜の提供を要求する行為をいい、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

県では、「えせ同和行為」の対応についてのパンフレットを作成しています。えせ同和行為を排除するためにも、是非ご活用ください。

◎パンフレット「断固拒否 えせ同和行為」は右のQRコードから閲覧できます。



「ちょっといい話」を募集しています！



日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを使ってかけた「言葉」や「行動」で周りの空気が温かくなったという経験はありませんか？

また、あなたが辛かったとき、苦しかったときにかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか？

このような身のまわりで経験した心温まる出来事を募集しています

応募期限

令和3年9月10日（金）必着

応募資格

どなたでも可能

応募方法等

- 自分が体験した、あるいは自分の周りにあった心に残る「ちょっといい話」を200字以内にまとめてください。
- 作品には必ずタイトルをつけて、「お住まいの市町村」、「お名前」、小学生から高校生までの方は「小・中・高校名／学年」をご記入ください。
- 下記のホームページアドレスから原稿用紙をダウンロードして、郵便、FAX、Eメールでご提出ください。（手書き、ワープロは問いません。）



スマホからの応募画面

岐阜県環境生活部人権施策推進課ホームページ：[岐阜県 人権](#)

検索

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/156897.html>

または、右上のQRコードを読み取ると、スマートフォンからの応募も可能です。

注意事項

- 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、冊子やパネル、その他啓発資料等で匿名にて紹介させていただくことについて、予めご了承の上、ご応募ください。
- 応募は無料です。ただし、作品の送料は応募者側の負担とします。
- 応募いただいた作品は返却しません。
- 作品中の個人を特定される部分は掲載しないか、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することができますのでご了承ください。
- 個人情報については適切に管理し、目的外に本人の同意なく個人情報を開示しません。

問い合わせ先

岐阜県環境生活部人権施策推進課 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1
TEL 058-272-8250 FAX 058-278-2615 Eメール c11227@pref.gifu.lg.jp

音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことです。縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただきため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

